

# 由良町学童保育概要

## 1. 対象児童

由良町立小学校に在籍する小学1年生から6年生の児童で、保護者が就労等により不在のため、放課後保育ができない家庭の児童を対象とします。

## 2. 実施場所

由良小学校（由良町里166番地）

## 3. 定員

おおむね30名程度

## 4. 保育実施日

- 日曜・祝祭日・休所日以外の毎週月曜日から土曜日
- お盆(8月13日～8月15日)・年末年始(12月29日～1月3日)は休所とします。

## 5. 保育時間

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ○ 平日(授業のある日)    | 午後2時～午後6時まで |
| ○ 土曜日           | 午前8時～午後6時まで |
| ○ 春・夏・冬休み・臨時休校中 | 午前8時～午後6時まで |
| ○ 延長保育          | 午後6時～午後7時まで |

## 6. 保育料

- |                      |    |         |
|----------------------|----|---------|
| ○ 保護者負担金             | 月額 | 7,000円  |
| ○ 延長保育料(1時間)         |    | 300円    |
| ○ 臨時に1日保育する場合(学校休業日) |    | 700円    |
| ○ 臨時に1日保育する場合(放課後)   |    | 500円    |
| ○ 夏休み中のみ             |    | 15,000円 |
| ○ 春休み・冬休み中のみ         |    | 5,000円  |
| ○ おやつ代               | 日額 | 100円    |
- その他必要な経費は、別途徴収をします。
  - 保育料は、原則として口座振替となります。当月分を翌月の25日に振替えます。(一時利用の場合は後日納付書を送付いたします。)

- 次の世帯は申請により、保育料が減免されます。

- (1) 生活保護の生活扶助を受けている世帯は保育料の全額。
- (2) ひとり親家庭医療費助成受給資格証の交付を受ける世帯は保育料の2分の1に相当する額。
- (3) 同一世帯から2人以上の子どもが入所する世帯は当該利用児童のうち最も年少の児童以外の児童について保育料2分の1に相当する額。

## 7. 気象警報の取扱い

- 別紙警報時の対応について参照

## 8. 出欠の連絡

- 無断欠席のないように、欠席する場合は必ず保護者の方から連絡をください。また、家庭で体調が悪かった場合もご連絡ください。

## 9. 水筒・お弁当の持参

- 毎日の通所の際、必ず水筒を持参してください。
- 土曜日、夏休み等、一日在所する日はお弁当を持参してください。

## 10. 急病や薬の服用等

- 急な病気に際しては、その症状にもよりますが、保護者の方に迎えに来てもらわなければならない場合もあります。
- 急病に限らず、飲むお薬を出すことができませんので、普段常用されている方は、保護者の責任においてご用意ください。

## 11. 学校・学級閉鎖時の取扱い

- 感染を予防するためには自宅での生活が望ましいので、その学級に在籍する児童は登所させないでください。

## 12. ○ その他不明な点があれば教育委員会(Tel65-1800)又は学童保育所(Tel65-2323)までお問い合わせください。